

ステッパの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 平成12・01・19産第7号・平成12年1月26日

製品安全協会

序文の協定業の適
 文の易び大臣認の適
 協の買及大確この適
 定以の適承方認の適
 認下技術認法除
 基の術の受、準
 準安的た、適
 及全障め、適
 び管害のて合
 基理に適制性基
 準委関正定評準
 確認す実さ価確
 認員施規た続方
 方專定準製き法
 法部（W T O / T
 は、消会（C G P
 費に、P）安全
 生お（S G M
 活いて、T）電
 用おにとク用
 製成協つく評
 品作B T の度
 安し、定）海の
 全ガ（附）外
 法属通報で受
 にガッ書手あ
 基トス続る。責
 づき3. 任をこ
 設立任意規の
 され規上定基
 たコード格認
 製品立、通及
 安及び商産基
 全制案、通及
 及び他法令

家庭用フィットネス器具専門部会 専門委員名簿

(五十音順)

氏名 所属

(部会長)

宇治橋 貞幸
 飯島秀夫 一男 信行
 伊藤文秀 義武 夫樹 広彦 治一 肇 一悟 一郎
 魚見久保 清 治宏 嘉浩 洋 起省 章 進 英一 博 忠 邦政 哲育 宜 靖 藏久 薫 勝子 一夫 司男 文 人 孝 弘 裕
 山 輝 聰 哲 祐 和 彰 寿 弘 義 裕

(関係者)

高井 淳一 財団法人 日本品質保証機構

(事務局) 財団法人製品安全協会

住所：〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪2階

電話：03-5808-3302

FAX：03-5808-3305

ステップの認定基準及び基準確認方法
Approval Standard and Standard Confirmation Method for
Steppers for Home-use

1. 基準の目的

この基準は、ステップの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用する健康の維持及び増進を目的とした据置式のステップ（以下、「ステップ」という。）について適用する。

なお、スポーツジム等の施設用、各種厚生施設用及び医療用は除く。

3. 安全性品質

ステップの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. ステップの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 身体が触れる部分には、先鋭部、ばり、とがり等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト・ナット、リベット、溶接部等の先端は著しく突き出していないこと。</p> <p>(3) 組立式のものにあつては、組立ては容易で、かつ確実に組み立てられること。</p> <p>(4) ステップの幅は 100 mm 以上であること。</p> <p>(5) 可動部に身体や手指等が挟まれることがないこと。</p>	<p>1. (1) 目視及び触感により確認すること。 なお、身体が触れる部分には、組立・分解時及び調整時に触れる箇所を含むものとする。</p> <p>(2) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(3) 製品に添付する取扱説明書の組立説明に従って、水平、平坦な床面上で（以下、特に指定のない限りは同様とする。）組立てを行い、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(4) スケール等で測定して確認すること（図1参照）。</p> <p>(5) 目視、操作等により以下を確認すること。</p> <p>① 可動部位とその周辺部とで構成されるす</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
		<p>き間は、直径 9 mm、長さ 70 mmの試験用ロッドを挟み込むことがないことを確認すること。ただし、ステップの駆動ストップ部にあつては、この限りでない。</p> <p>② 図1に示すように、ステップ間隔は 60 mm以上であることをスケール等で測定して確認すること。ただし、間に幅 30 mm以上の脱落防止枠類を有する場合は、ステップと枠類間が 9.5 mm 以下であること。また、ステップ内側に高さ 30 mm以上の脱落止めを有する場合は、ステップ間隔が 25 mm以上であること。</p> <p>図1. ステップ間隔</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
2. 強度	<p>(6) ステップの連動駆動にワイヤロープを用いるものにおいては、ワイヤロープは樹脂等によって被覆されているか、又はカバー等で覆われていること。</p> <p>2. ステッパの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ステップの強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	<p>(6) 目視等により確認すること。</p> <p>2. (1) ステップ面に使用者の制限体重の 2.5 倍に相当する力 F を、長さ 90 mm の木製あて板を介して 5 分間加え、破損等のないことを目視等により確認すること。</p> <p>なお、左右のステップが連動して駆動するものにおいては、左右のステップを中間高さ位置にして、同時に負荷するものとする（図 2 参照）。</p> <div data-bbox="989 1137 1353 1736" data-label="Image"> </div> <p>F : 左右のステップが連動駆動形式の場合は、使用者の制限体重の 2.5 倍 \times 2 倍の力とする。</p> <p>図 2. ステップの強度試験 (左右が連動する形式のもの)</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
3. 耐久性及び温度上昇	<p>(2) ハンドル又は手すりを有するものにおいては、ハンドル部の強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>3. 耐久試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。また、手を触れることができる部位は、65 °C 以上にならないこと。</p>	<p>(2) 図3に示すように、試験中製品が移動しないように接地部位置で床面に固定し、ハンドル部又は手すり部に 1,000 Nの鉛直力を、幅約 80 mmのあて具を用いて5分間加える。その後、鉛直力を取り除き、任意の方向に水平に 500 Nの引張力を5分間加え、破損等のないことを目視等により確認すること。</p> <div data-bbox="884 674 1310 1256" data-label="Diagram"> </div> <p>図3. ハンドル部の強度試験</p> <p>3. 試験中、製品が移動しないよう接地部を床面に固定し、30サイクル/min ± 5サイクル/min の駆動速度で機械的に連続して 20 分間駆動し、手を触れることができる外表面に対し、熱電温度計法等により確認すること。ただし、1サイクルは、左右のステップが交互に1回づつ上下した駆動単位をいうものとする。</p> <p>15分間の休息をもった後、同駆動速度で合計 12,000サイクルになるまで駆動し、破損等のないことを目視等により確認すること。</p> <p>なお、油圧シリンダ等の連続駆動に適さないものは、取扱説明書に記載される許容連続使用時間毎に 15 分間の休息をもちながら駆動するものとする。また、負荷が調節可能なものにおいては、原則として最大負荷条件で試験を実施するものとする。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
4. 材料	4. 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。	4. 目視等により確認すること。
5. 付属品	5. 付属品は、使用上の安全性を損なわないものであること。	5. 傷害を与えるような先鋭部、ばり、まくれ等の有無、材料、機能等について目視、触感、操作等により確認すること。

4. 表示及び取扱説明書

ステップの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

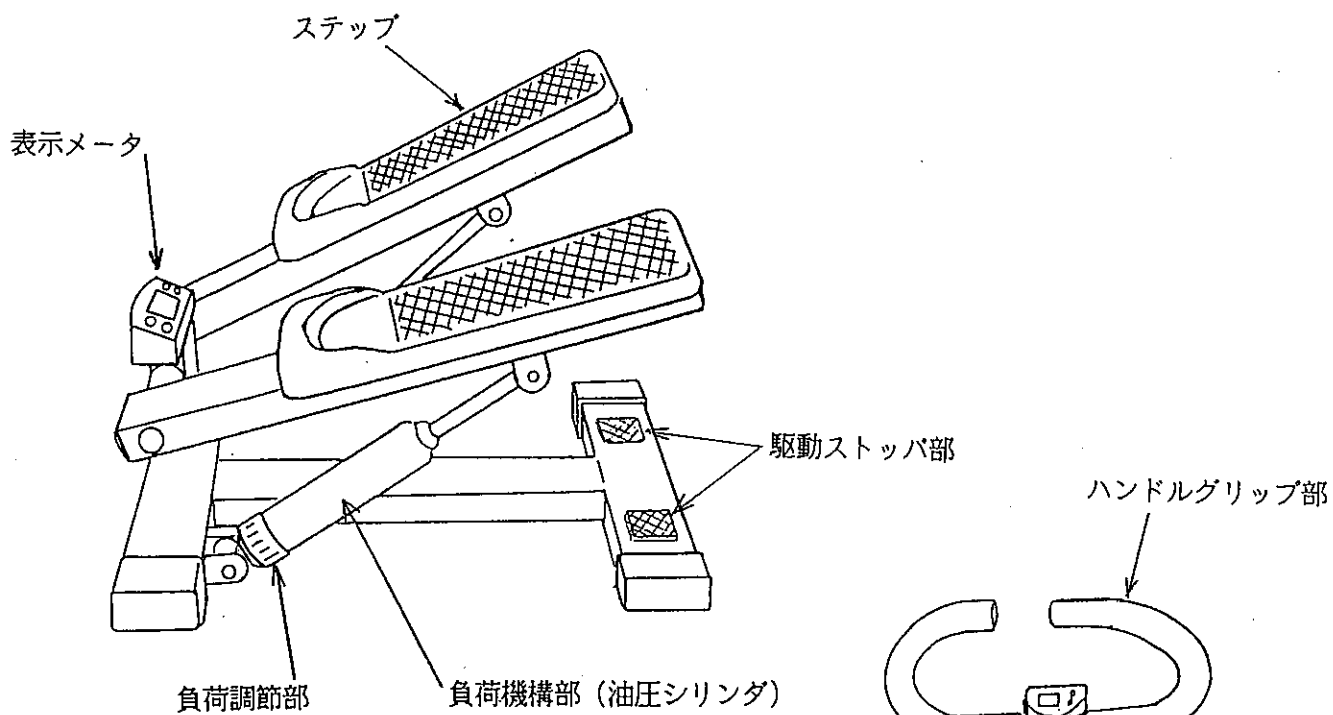
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. ステップには、容易に消えずかつはがれにくい方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>ただし、(3) 及び (5) は使用時に特に目につきやすい箇所に、大きな文字でその趣旨を表示し、(6) 及び (7) は購入時に消費者にわかるよう、表示されていること。</p> <p>なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年若しくは輸入年、又はその略号</p> <p>(3) 家庭用</p> <p>(4) 使用前に取扱説明書に記載される使用方法を必ず読み、適正な使用方法をすること。</p> <p>(5) 無理をせず、身体に変調があったら、すぐに使用を停止すること。</p> <p>(6) 健康の維持・増進を目的とした製品であるため、事前に医師に相談する必要がある場合、必ず相談してから使用する旨。</p> <p>(7) 使用者の制限体重</p> <p>(8) 駆動ストップ部への足指等の挟み込みに注意すること。</p>	<p>1. 表示の消えにくさ、はがれにくさ及び必要な事項の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p>なお、(3) は、その事項を枠で囲んだり、目立つ色彩を用いたりして認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(3) 及び (5) は、文字の大きさ（縦寸法）が 4.9 mm 以上であることを確認すること。</p> <p>(5) は、安全警告標識（△）を併記したり、目立つ色彩を用いたりしてより認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(6) 及び (7) は、タグ（下げ札）等を用いてよいが、(7) は製品本体にも表示されていることを確認すること。</p> <p>(8) は、安全警告標識やイラストを用いて、駆動ストップ部周辺の見やすい箇所に表示されていることを確認すること。</p> <p>(9) は、安全警告標識やイラストを用いて、油圧シリンダ自身の見やすい箇所に表示されていることを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 取扱説明書</p>	<p>(9) 油圧シリンダは熱くなること がある旨。</p> <p>2. ステッパには、次に示す趣旨の 各事項が記載された取扱説明書を 添付すること。</p> <p>(1) は取扱説明書の表紙等の見 やすい箇所に示し、(5)～(8) は 図を併記すること。(4)、(9)～ (12)は安全警告標識等を併記する などしてより認知しやすいもので あること。</p> <p>なお、その製品に該当しない事 項は省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、保管 すること。</p> <p>(2) 家庭用であるため、学校、ス ポーツジム等、不特定多数の使 用者によって使用しないこと。</p> <p>(3) 使用者の制限体重 例. 100 kg以下</p> <p>(4) 健康の維持・増進を目的とし た製品であり、事前に医師に相 談する必要がある場合、及び家 庭内リハビリ用に使用する場 合は、必ず医師に相談してから使 用すること。</p> <p>(5) 各部の名称</p> <p>(6) 部品の構成</p> <p>(7) 組立・分解方法</p> <p>(8) 調節・調整方法</p>	<p>2. 一般消費者が容易に理解できるものであること を確認すること。ただし、運動の名称等で専 門用語を使用する場合は、イラスト等によって その説明が行われていることを確認すること。</p> <p>(1) は、棒で囲んだり、他の文字より大きな 文字や異なった色彩を用いるなどして、より認 知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(4)、(9)～(12)は、安全警告標識を併記した り、目立つ色彩を用いたりして、より認知しや すいよう示されていることを確認すること。特 に(4)、(9)及び(11)、⑤には、「注意」の文字 が安全警告標識に併記されていることを確認す ること。</p> <p>(4) は、事前に医師に相談する必要がある 場合の例として、心臓病、高血圧等のように詳 細に示されていることを確認すること。</p>

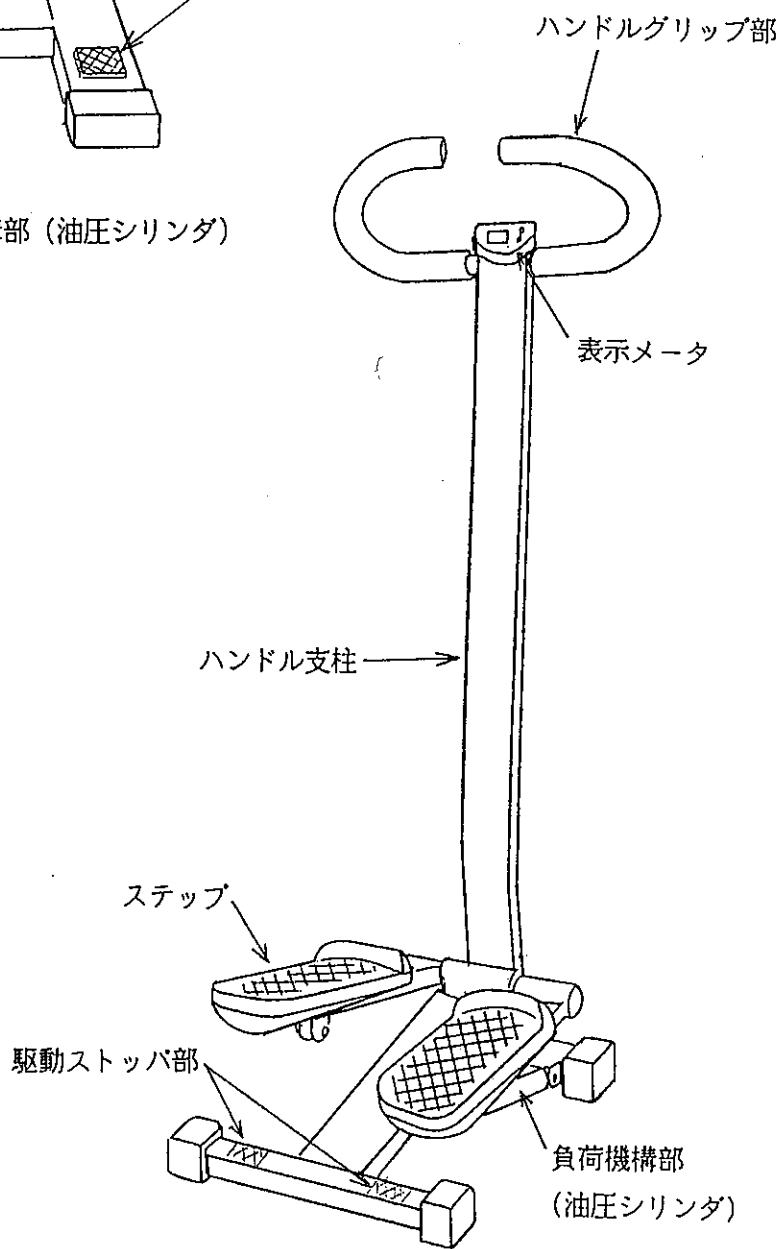
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(9) 子どもが遊具として使用しないことを保護者の責任で注意すべきであること。</p> <p>(10) 設置上の注意</p> <p>①使用中の運動領域を十分確保できる場所に設置すること。</p> <p>②水平で堅い床面上に設置すること。</p> <p>(11) 使用上の注意</p> <p>①ワイヤロープがささくれて、断線している場合は、それが1箇所であっても製造元等に連絡して交換等すること。</p> <p>②用途（所定の使用方法）以外の使用を行わないこと。</p> <p>③同時に2人以上で使用しないこと。</p> <p>④使用前には締結部にゆるみがないか確認し、あった場合は締め直してから使用すること。</p> <p>⑤身体に変調があったら、すぐに使用を停止すること。</p> <p>⑥使用によって負荷機構部（油圧シリンダ）の温度が上昇するため、所定の運動時間（許容連続使用時間を明示すること。）を目安に運動すること。</p> <p>⑦ハンドルには、もたれかからないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(12) 保管方法及び保管上の注意</p> <p>① 使用しない場合は、別の用途に使用しないよう注意すること。</p> <p>② 屋内用であるため、腐食等による機能不良を起こし得るため、屋外に放置又は保管をしないこと。</p> <p>(13) SGマーク制度は、ステップの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(14) 製造業者、輸入業者、販売業者等の名称、住所及び電話番号</p>	

参考付図



(1) ステップ



(2) ハンドル/手すり付きステップ